

新型コロナウイルス感染症によりご契約者が影響を受けられた場合の特別措置について

新型コロナウイルスによりご契約者が影響（※）を受けられた場合、火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険（自賠責保険を除く）について、全国一律で継続契約の手続きや保険料のお支払いを猶予するお取り扱いをいたします。これらの措置の適用をご希望のお客さまは、ご契約の取扱代理店または弊社お客様相談室にお問い合わせください。

（※）ご契約者が新型コロナウイルスに感染したといった直接的な影響だけではなく、「感染疑義（罹患者との濃厚接触）に伴い自宅待機される場合や、感染防止を目的として代理店との対面をご希望されない場合、またご契約の代理店が休業や業務縮小、対面募集を自粛している場合などにより、通常のご契約手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合も含まれます。

<特別措置の内容>

1. 継続契約の締結手続き猶予

2020年3月13日（金）から最長6か月後の末日（2020年9月30日（水））（※）までにご継続手続きを行っていただければ、ご契約が継続されたものとしてお取り扱いいたします。

2. 保険料払込の猶予

2020年3月13日（金）から最長6か月後の末日（2020年9月30日（水））（※）までを限度にその払込を延期することができます。

3. その他

あんしんニューダブル保険における契約者貸付利率の優遇などの特別措置も適用いたしますのでお問い合わせください。（2020年4月7日更新）

（※）2020年5月31日（日）までとしていた猶予期間について、上記のとおり延長いたします。
（2020年4月7日更新）